

軽費老人ホーム

ケアハウス大阪安立

重要事項説明書

社会福祉法人 昭徳会

ケアハウス大阪安立 重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人 昭徳会
法人所在地	愛知県名古屋市昭和区駒方町4丁目10番地
代表者氏名	理事長 鈴木 正修
電話番号	052(831)5171
設立年月日	昭和27年6月3日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス大阪安立
施設の所在地	大阪市此花区西九条3丁目4-61
施設長名	神谷 吉行
電話番号	06-6460-2880
FAX番号	06-6460-1850
開設年月日	平成15年3月27日
定員	50名
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	軽費老人ホームは身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと生活できることを目的とする。
施設運営の方針	施設の運営については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者が快適に心豊かな生活ができるよう個々の自主性を尊重しつつ、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応など処遇の万全を図ることを基本方針とする。

4. 利用要件

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし利用者の配偶者、三親等内の親族と共に利用する場合はいずれか一方が60歳以上であれば利用できます。
- (2) 家族と同居することが困難であること。
- (3) 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- (4) 生活費に充てることのできる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (5) 身元引受人が得られること。ただし真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は相談に応じます。

5. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
1. 施設長	総括、	1名	常勤
2. 事務員（施設長兼務）	庶務、会計業務	1名	兼務
3. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名	常勤
4. 介護職員	日常生活の支援・援助	2名	常勤換算
5. 栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名	常勤
6. 調理員（業務委託）	献立表に基づき食事提供		

6. 施設サービスの概要

（1）基準サービス

種類	内容
食事	【食事時間】 朝食 7時30分～8時30分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 18時00分～19時00分 衛生上又は管理上許容可能な一定時間に限り取り置きをすることができます
入浴	入浴日 水曜日を除く毎日 入浴時間 15時00分～19時30分（行事により変更する場合があります）
健康管理	少なくとも年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。
相談及び援助	各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。

（2）基準外のサービス

種類	内容
家族風呂	1回300円 但し水曜日の夏場シャワー使用は1回100円
施設洗濯機	4回500円（事務所にて洗濯券購入）
居室電球	生活のしおり記載の金額になります。金額は変動する場合がございます。
選定食（特別な食事）	月の初日に在籍の方 月額8,900円

7. 利用料

入居時及び毎年、サービスの提供に要する費用分に関して、入居者が必要書類等を提出申請した資料を基に、サービス提供費の階層区分認定を行ない、利用料金を決定します。

対象収入による階層区分		利 用 料 金				計
		生活費	サービスの提供 に要する費用	居住に 要する費用	冬期加算 (11月～3月)	
1	1,500,000円以下	48,764	10,000	30,000	2,100	
2	1,500,000円～1,600,000円	48,764	13,000	30,000	2,100	
3	1,600,001円～1,700,000円	48,764	16,000	30,000	2,100	
4	1,700,001円～1,800,000円	48,764	19,000	30,000	2,100	
5	1,800,001円～1,900,000円	48,764	22,000	30,000	2,100	
6	1,900,001円～2,000,000円	48,764	25,000	30,000	2,100	
7	2,000,001円～2,100,000円	48,764	30,000	30,000	2,100	
8	2,100,001円～2,200,000円	48,764	35,000	30,000	2,100	
9	2,200,001円～2,300,000円	48,764	40,000	30,000	2,100	
10	2,300,001円～2,400,000円	48,764	45,000	30,000	2,100	
11	2,400,001円～2,500,000円	48,764	50,000	30,000	2,100	
12	2,500,001円～2,600,000円	48,764	57,000	30,000	2,100	
13	2,600,001円～2,700,000円	48,764	64,000	30,000	2,100	
14	2,700,001円～2,800,000円	48,764	71,000	30,000	2,100	
15	2,800,001円～2,900,000円	48,764	78,000	30,000	2,100	
16	2,900,001円以上	48,764	78,300	30,000	2,100	
但し、大阪市が定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の改正に伴い変更を致します。						

注1 この表における「対象収入」とは、前年分の総ての収入、主に年金（国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・遺族年金・障害年金、恩給年金等）給与、利子配当金他から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）は上表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、それぞれ7,000円とします。

(1) 個別使用にかかわる居室の電気、水道等の使用料を併せて請求します。

居室電気料金単価は1kwhあたり28円（税別）とさせていただきます。（電気料金単価について、諸般の事情により変更される場合は、施設が説明を行い変更させていただきます）

水道代は、1ヶ月1,500円（税別）とします。（諸般の事情により水道代は変更する場合がございますが、施設が説明を行い変更させていただきます。）

(2) 7日間前までに自己都合以外の所用により欠食の申請届出があった場合に限りその食材相当額を返還する。また、緊急の入院など施設長が認める止むを得ない事情がある場合には、翌日より食材相当額を返還する。

8. 利用料の請求及び支払い

利用料金は上表を基に1ヶ月ごとに計算しますので、翌月の10日までに施設指定の支払い方法によりお支払い下さい。また、施設の基準外サービス等については、サービスを受けた時点でお支払いいただく場合があります。

9. 当施設ご利用に当って留意いただく事項

種 類	内 容
来訪・面会	来訪者名簿に記入の上、施設内に入ってください。
外出・外泊	外泊については、外泊届けを提出してください。外出は自由です。
喫 煙	室内での喫煙は禁止。屋外の決められた喫煙場所をお願いします。
迷惑行為	迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行なえません。

10. 個人情報の保護

個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報保護に対する基本方針」の下、施設での個人情報については、「個人情報の利用目的」を公表し「個人情報に係る同意書」に署名いただいた上で、本人および身元引受人にかかる個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で取り扱いさせていただきます。

11. 高齢者虐待の防止

利用者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

13. 契約の解除・終了について

この契約を解除又は終了（退去）する条件を定めています。

- (1) 本人が死亡された場合は、死亡日を契約終了日とします。
- (2) 本人または身元引受人の希望で契約解除される場合は、施設の退去届けを契約解除日より30日以上前に提出しなければならない。
- (3) 施設での共同生活が困難と認められる場合は、施設長より30日以上予告期間をおいて契約を解除することができる。

14. 協力医療機関

医療機関名	社会福祉法人 大阪暁明館 大阪暁明館病院
所在地	大阪市此花区西九条5丁目4-8
電話番号	06-6462-0261

15. 苦情相談の受付

社会福祉法人昭徳会は「福祉サービスに関する苦情処理解決要綱」を定め、施設において苦情解決体制を整備します。

※施設サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：稲富 三佐子（生活相談員）

ご利用方法 電話番号 06-6460-2880

苦情解決責任者：神谷 吉行（施設長）

※ 苦情解決にあたり社会性や客観性を確保しサービス利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をする為、施設外に苦情処理第三者委員を置いています。

第三者委員は3名の方が任命されています。第三者委員への連絡先は施設掲示の案内をご覧ください。

苦情解決第三者委員へ連絡される場合は、「ケアハウス大阪安立の苦情の件で」と始めにお伝え下さい。

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

大阪市役所 福祉局高齢者施策部高齢福祉課

所在地：〒530-8201 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-8053 F A X 番号：06-6202-6964

受付時間：9時00分～17時30分（土日、祝日を除く）

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

所在地：〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号

大阪府社会福祉会館 5階

電話番号：06-6191-3150 F A X 番号：06-6191-5660

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代筆者】私は、入居者本人の意思を確認した上、上記署名を代筆しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 （続柄： _____）

【説明者】 ケアハウス大阪安立

職・氏名 施設長・生活相談員 _____ 印

（本人、家族用）

個人情報の使用に係る同意書（ ケアハウス大阪安立 ）

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人昭徳会が私ならびに私の家族に関する個人情報について、下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1. 利用期間

施設サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) サービス提供における認定区分等の申請及び更新、変更のため
- (2) 医療機関、福祉事業者、自治体、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (3) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (4) 利用者の利用する事業所内のケース検討のため
- (5) その他サービス提供で必要な場合
- (6) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

社会福祉法人 昭徳会理事長 様

年 月 日

本人 (利用者) 住 所
氏 名 印

家族の代表 住 所
氏 名 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者にならわって、署名を代筆しました。

代筆署名者 住 所
氏 名 印

個人情報の利用目的 ケアハウス大阪安立

社会福祉法人昭徳会 ケアハウス大阪安立 では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報保護に対する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【入居者へのサービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での目的利用

- ① 施設が入居者等に提供するサービス
- ② サービスの提供にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退居等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 緊急時の報告
 - ・ 当該入居者のサービスの向上

2. 他事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が入居者等に提供するサービスのうち
 - ・ 入居者にサービスを提供する事業者や他関係機関等との連携、照会への回答
 - ・ 入居者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 損害賠償保健などに係る保健会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行なわれる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行なわれる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ①施設管理業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

3. 施設ホームページにて写真の掲載を（ 許可 ・ 拒否 ）します。

※写真掲載については出来る限り顔を小さく掲載するよう努めます。

尚、あらかじめ入居者本人の同意を得ないで、利用目的の必要範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 昭徳会
理事長 鈴木 正修
ケアハウス大阪安立
施設長 神谷 吉行